

札幌市あけぼの荘の指定手続を非公募により行った理由

札幌市あけぼの荘は、生活保護法に基づき、身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とした救護施設である。この目的を達成するために要保護者を入所させて生活指導、給食、日用品等の給付、保健衛生及び医療を行っているほか、教養娯楽のためのクラブ活動・レク活動などの事業を実施するとともに、図書・視聴覚機材等を備えている。

これらのサービスの利用者は、身体上又は精神上著しい障がいのある方であり、施設において適切なサービスを安定的に提供していく上では、利用者と施設職員との間に継続的な人的信頼関係があることが必要不可欠であるとともに、継続的な事業運営や人材育成、ノウハウの蓄積が重要となる。

このため、指定管理者の交代により、運営方針、職員スタッフが変更になることは、利用者に対し、精神的に大変な負担となり、札幌市あけぼの荘の設置目的を達成する上で大きな支障となるおそれがある。

現在の指定管理者である社会福祉法人札幌厚生会による施設の管理運営は、指定管理協定に基づき適切に実施されており、利用者アンケートの結果からも、非常に良好に行われているものと認められる。

以上のことから、札幌市あけぼの荘の指定管理者については、非公募により社会福祉法人札幌厚生会に対し申込みを求めることとした。